

基本金台帳の備え付けについて

〔平成 28 年 3 月 31 日 27 生私行第 3692 号
学校法人理事長あて 東京都生活文化局私学部長通知〕

このことについては、昭和 60 年 2 月 4 日付け 59 総学二第 628 号により処理してきたところですが、平成 25 年文部科学省令第 15 号により、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の一部が改正されたことに伴い、平成 28 年度以降の会計年度に係る基本金台帳について、別紙のとおり参考様式を作成しましたのでお知らせします。

各学校法人におかれましては、参考様式を活用するなどにより、適宜基本金台帳を作成し、引き続き基本金の正確な把握に努めていただきますようお願いいたします。